

令和4年度第1回

大分県食品安全推進県民会議

日時 令和4年7月28日(木) 10:00~11:30
場所 大分県庁舎新館5階 51会議室 及び Zoomミーティング

【 次 第 】

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員自己紹介

5 会長、副会長選出

6 議 事

(1) 大分県食の安全・安心確保推進体制について

(2) 第5次大分県食品安全行動計画の取組状況について

令和3年度取組状況と令和4年度食の安全・安心関連事業当初予算

(3) 第6次大分県食品安全行動計画の策定について



大分県食品安全推進県民会議委員

第10期（R3.10.1～R5.9.30）

対象	団体・役職名	委員名	備考
消費者 代表 (2名)	大分県生活学校運動推進協議会 書記	ヒロシマ 博美 平島 博美	
	生活協同組合コープおおいた商品政策室	シガ さとみ 志賀 さとみ	
生産・ 製造者 代表 (3名)	フーズテクニカルサービス 副代表	ヒロクラ チカヨ 弘蔵 周子	新任
	(有) 藍澤農園(水耕みつば生産者) 代表	アイザワ シュウイチ 藍澤 修一	
	三和酒類株式会社 取締役統括部長	カシタ ヒデハル 高下 秀春	
流通・ 販売者 代表 (3名)	(株)大分県畜産公社 経営改善・コンプライアンス室 取締役室長	モヤマ ヒデキ 本山 秀樹	新任
	豊後高田市AFFネットワーク 会長	フジワラ ハスミ 藤原 蓮美	新任
	(株)トキハインダストリー MD統括部生鮮グループマネージャー	ナガオカ シンジ 長岡 伸二	
学識 経験者 (3名)	大分大学 教育学部 教授	モチツキ サトシ 望月 聡	新任
	前(公社)大分県薬剤師会検査センター 所長	フジ ユウイチ 淵 祐一	
	弁護士法人アゴラ所属弁護士	オオロ サチコ 大呂 紗智子	

大分県食の安全確保推進体制

食品安全推進県民会議 (条例に基づきH17.10.1設置)

- 食の安全・安心確保に関する情報を共有し相互理解を深め、施策について意見を表明する
- < 構成 >
消費者、生産・製造者、流通・販売者の代表及び学識経験者等

食育推進会議

(大分県食育推進条例に基づきH28.4.1設置)

- 食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図る
- < 構成 >
家庭・消費、学校・保育所、地域・食文化、市町村・県、生産・流通、調査・研究・情報等各分野の関係者

施策の提言



施策の提示
情報の公開

施策の提言



施策の提示
情報の公開

食の安全確保・食育推進本部

(大分県食の安全確保・食育推進本部設置規程に基づきH28.4.1設置)

食の安全確保・食育推進本部会議

- 食の安全・安心の確保のため及び食育の推進のための総合的な施策を推進する

- < 構成 > 本部長 : 副知事
副本部長 : 生活環境部長・農林水産部長
本部員 : 企画振興部長・福祉保健部長・商工観光労働部長・教育長・警察本部生活安全部長
事務局 : 生活環境部

食の安全確保推進幹事会

- 食の安全・安心に関する事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る
- < 構成 > 幹事長 : 生活環境部審議監
幹事 : 22の関係各課室長

連携



食育推進幹事会

- 食育の推進に関する基本的事項及び関係部局における具体的対策を検討するとともに、関係部局相互の協力体制の整備を図る
- < 構成 > 幹事長 : 生活環境部審議監
幹事 : 19の関係各課室長

大分県食品安全推進県民会議

1 大分県食品安全推進県民会議とは、

平成15年9月22日に消費者、生産・製造者、流通・販売者が一体となって食品の安全確保を図るため、食品関係者が一堂に会する「県民会議」が設置された。

その後、県民会議は「大分県食の安全・安心推進条例（平成17年4月1日施行）」で規定され、知事の附属機関となった。

2 県民会議の内容

(1) 情報の共有と相互理解

食の安全性等に関する情報を共有するとともに、消費者、生産者等が各々の立場を相互理解し、正しい認識の醸成を図る機会とする。

(2) 意見の表明

情報の共有と相互理解及び主体的な取組によって得られた協議結果を推進本部に意見として表明する。

県が広く意見を求めるために公表または提示した食の安全・安心確保に関する施策及び結果について協議し、意見を集約して推進本部に表明する。

3 県民会議の委員

- ・消費者代表・・・2名
 - ・生産・製造者代表・・・3名
 - ・流通・販売者代表・・・3名
 - ・学識経験者・・・3名
- 計11名

4 県民会議委員の任期

委員の任期は、2年間

第10期は、令和3年10月1日～令和5年9月30日

5 県民会議の開催

年2回

現地視察

令和3年度第1回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

R3. 6. 30書面開催

	ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
第5次大分県食品安全行動計画関連について			
1	<p><u>⑦農薬適正使用の指導強化</u></p> <p>海外で禁止されている農薬や除草剤などが、日本では一般的向けに流通していることからみても日本の農薬に関する基準自体が、ゆるいと感じます。農産物に使う農薬適正使用の前に、県独自で「大分県で使用可能な農薬基準」を見直すことは難しいのでしょうか。</p>	<p>日本で農薬が登録される際には、薬効、薬害、安全性の検査に併せて、厚生労働省が食品への残留基準を設定しています。この残留基準は、食品安全委員会が人が摂取しても安全と評価した量の範囲で設定されています。これは国際的にも共通の考え方です。</p> <p>各国において、農薬の使用の可否や使用方法が、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それを基に定められる残留基準値も異なります。そのため、日本と海外の基準値のどちらが緩いか厳しいかを一概に言うことはできません。</p> <p>以上から、現状の残留農薬基準で安全性が確保されているため、県独自の基準設定、見直し等を行う必要はありません。</p>	地域農業振興課
2	<p><u>⑮家畜衛生管理システムの導入</u></p> <p>R2年度実績値で数値目標未達成の施策が7件(No15、29、30、37、45、46、48)ありました。このうち6件は新型コロナウイルス禍の影響で講習会等を中止したためでしたが、No15の農家指導回数も同様の理由でしょうか。</p>	<p>コロナ禍の中で訪問が難しい農家があり、目標回数を達成できませんでした。</p>	畜産振興課
3	<p><u>⑰水産用医薬品の適正使用の徹底</u></p> <p>水産物は、農作物に比べて農薬等の情報を、購入時にみる機会が少ないように思います。(もし、違っていたらすみません)店舗ごとに養殖の魚の水産用医薬品投与等や養殖場検査の情報がQRコードから見られると、もっと身近に感じられるのではと感じました。</p>	<p>現在、養殖魚については店舗における水産用医薬品の投与履歴等の情報開示が進んでいない状況です。県としては、生産者に対して、講習会等あらゆる機会を通じ、水産用医薬品の適正使用及び使用記録の作成を徹底する等、流通業者等への情報開示にも対応できるよう指導しているところです。今後もこうした指導を通じ、安全・安心な養殖魚の生産を推進したいと考えています。</p>	水産振興課
4	<p><u>④⑥食の安全子ども教室の実施</u></p> <p>R2年においては、コロナ感染拡大で実施が0でしたが、その他の行事については行っているようなので、少ない回数でも、実施ができないものでしょうか</p>	<p>食の安全子ども教室では、保育園・幼稚園を対象に手洗い教室を実施していました。実際に職員が現地に赴き、遊びを交えながら指導を行うスタイルであったため、令和2年度は、対象であった園児の保護者の意向もあり、中止とさせていただいたところです。なお、令和3年度は、内容を変更し実施する予定です。</p>	食品・生活衛生課
5	<p><u>基本目標:「安全・安心な農林畜水産物の推進」(生産段階の取り組み)</u></p> <p>上記の農林水産物の欄には、種子に関する記述が全くありません。主要農作物種子法が2018年に廃止されたことで県が農産物の公共品種の種子の維持、改良に継続してとりくむことが、難しくなったと聞きました。</p> <p>単に固有の品種(在来種)の保護という観点だけでなく、これからの種子の遺伝子レベルの安全が私たち消費者からは、見えないところで決定されていくのではと不安に感じます。「種子の安全」についての見解をお伺い致します。</p>	<p>大分県では、主要農産物種子法の廃止後も優良な主要農産物種子を生産・供給できるよう、法の規定を踏襲した「大分県主要農産物種子制度基本要綱」及び関連要領を整備し、廃止前と同様の業務を継続して実施できる体制を整えています。</p> <p>また、種子の遺伝子レベルの問題については、①遺伝子組替え農作物の栽培はカルタヘナ法によって規制されていますし、さらに、②主要農産物種子の生産は異品種等の混入・交雑が発生しないような条件で行っています。</p> <p>安全で純度の高い優良な主要農産物種子の供給は、主要農産物の生産にとって最重要事項なので、今後も引き続き安定供給に努めていきます。</p>	地域農業振興課 (水田畑地化・集落営農課)
6	<p><u>基本目標:「信頼できる製造・加工・販売体制の確保」(製造・加工・販売段階の取組)</u></p> <p>監視・指導の徹底でのNo.30と自主管理の推進のNo.32、No.33のところ子ども食堂への衛生管理講習会の実施、HACCPシステムの衛生管理計画作成の指導をお願い致します。</p>	<p>適切な衛生管理を行えるように指導していきます。</p> <p>なお、食品衛生法に基づく食品営業許可を取得している事業者や、営業届出を行っている事業者に対して実施する事業ですので、許可取得や届出が義務化されている子ども食堂も対象となります。管轄の保健所へご相談ください。</p>	食品・生活衛生課

第5次大分県食品安全行動計画関連について			
7	<p>R3年度事業: ⑭適正な食品表示のための情報提供、指導</p> <p>R2年度施策分類「食品表示の適正化」施策名「40景品表示法に基づく監視の実施」の事業内容は「監視委員に対する研修の実施」でしたが、R3年度施策目標「食品表示の適正化」施策名「24適正な食品表示のための情報提供、指導」には、監視委員による監視活動は含まれているのでしょうか。</p>	<p>食の安全・安心事業では、食品関連事業者を対象に食品の適正表示講習会や啓発資料の作成・配布等を行っており、監視委員による監視活動は含まれていません。</p>	食品・生活衛生課
8	<p>新規事業: 次世代へつなぐ食育推進事業</p> <p>次世代へつなぐ食育推進事業の取組における課題として「行動を変えるきっかけが必要」とのことでした。R3年度取組で①朝食喫食率向上に向けた取組の実施例として啓発ポスターの掲示があげられていましたが、若い世代が自分事として捉えてもらえるような取組をお願いいたします。</p>	<p>啓発用ポスターについては、県内大学の校内や学生の利用が多い駅内など掲載場所を工夫しながら取り組んでいきます。</p>	食品・生活衛生課
9	<p>その他: 食品の安全について</p> <p>また、「5」と同じように食品としての「水」の安全・安心の基準について、以前質問させていただいた、化学物質による水質汚染のことが、記載されました。現在大分県では、水道水の検査項目にこの有機フッ素化合物の項目がありません。今後ぜひ、検査項目の追加の検討が必要ではないでしょうか。</p> <p>掲載↓ https://www.asahi.com/articles/ASP304WG7P3CUUPI005.html</p>	<p>有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)は現在、水道法における「水質管理目標設定項目」に該当しています。検査が義務づけられている水質基準項目ではないものの、市町村においては順次、検査体制を整えているところです。</p> <p>県では今年度から、河川水での検査を実施しており、水環境中の状況を把握し、必要に応じて、適切な水質検査につなげたいと考えています。</p>	環境保全課
10	<p>その他: 全体について</p> <p>様々な情報配信については、アクセス数等による検証が可能になってきているので、作りっぱなし、配信しっぱなしにならない検証をきちんとしていく必要があると感じました。</p>	<p>各事業の効果については、しっかりと検証を行い、効果的な執行へとつなげていきます。</p>	食品・生活衛生課
「安心はおいしいプラス」について			
1	<p>別添、資料を読ませていただき、とてもとてもわかりやすい内容で、私も飲食店を営業しているので、とても参考になりました。何か飲食店に対して発信していけたらいいなあと、思いました。</p>	<p>ありがとうございます。今後も事業の周知に努めたいと思います。</p>	食品・生活衛生課
2	<p>チェックリスト3.店舗の衛生管理(2)トイレ・ゴミのハンドドライヤーの使用中止についてですが、経団連は4月にガイドラインを見直して日常的な清掃やメンテナンスされたハンドドライヤーの使用を容認しています。併用することも含めてご検討ください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言により、ハンドドライヤーの使用を控えるようお願いしています。厚生労働省等から新たな指針が示された場合は速やかに検討いたします。</p>	食品・生活衛生課
3	<p>クラスター発生店における具体的なクラスター発生原因(と考えられるもの)を例示して示すと取り組みの参考にしやすいのかなと思います。</p>	<p>例示が可能かも含めて、検討したいと思います。</p>	食品・生活衛生課

食品のテイクアウトについて			
1	食品のテイクアウトの衛生管理についても、子ども食堂への指導をお願いします。	飲食店営業許可を取得している施設はテイクアウトができますが、子ども食堂においては、調理完成後、2時間以内に食べ終わるように提供するよう指導しており、テイクアウトは認めておりません。テイクアウトの危険性について、再度周知したいと思います。	食品・生活衛生課
2	これまでテイクアウトやデリバリーを作っていない事業者が多く参入しており、これから夏に向けた食中毒リスクも高まると思います。食中毒を出してしまうと事業にも大きく影響が出てしまうということも含め、十分な注意喚起をお願いします。	今年度の当県の食品衛生監視指導計画において、テイクアウト・デリバリーを行う飲食店についてを重点項目として掲げており、指導を行っています。今後も、食中毒が起これないように、十分指導を行います。	食品・生活衛生課
3	今年度監視指導計画のポイント②新型コロナ禍中におけるテイクアウト・デリバリー食中毒対策として「完全にテイクアウトを実施するための三か条」と「感染予防のための取組例」は有効と思います。福岡市の調査によれば、新規テイクアウト事業者は「食品の持ち帰りによる衛生上のリスクを十分に認識していない」と報告されており、特に、三か条の一及び二の事項について周知指導をお願いしたい。	今年度の当県の食品衛生監視指導計画において、テイクアウト・デリバリーを行う飲食店についてを重点項目として掲げており、指導を行っています。今後も、食中毒が起これないように、十分指導を行います。	食品・生活衛生課
4	コロナで出かせませんし、食事をレストラン等でもありません。ただ、テイクアウトだけは、中中毒等気になります。しっかりと指導してください。	今年度の当県の食品衛生監視指導計画において、テイクアウト・デリバリーを行う飲食店についてを重点項目として掲げており、指導を行っています。今後も、食中毒が起これないように、十分指導を行います。	食品・生活衛生課

第5次計画活動指標(2018～2022年度)

	施策名	項目	指標	担当課室
1	食品安全推進県民会議の設置	県民会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
2	食育推進会議の設置	推進会議回数	2回/年	食品・生活衛生課
3	GAP認証及び安心いちばんおおいた産農産物認証制度の拡大	認証経営体数(累計)	880(経営体)	地域農業振興課
4	農産物「安心おおいた直売所」取組宣言の推進	認証直売所数(累計)	115(軒)	地域農業振興課
5	BSE検査と処理体制の整備	96ヶ月以上の死亡牛検査率	100%	畜産振興課
6	BSE防止のための飼料の安全性の確保	生産者検査件数 飼料検査件数	36件/年 12件/年	畜産技術室
7	動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	動物用医薬品検査回数 販売者立入件数	1回/年 20件/年	畜産振興課
8	家畜衛生技術の普及	調査回数	20回/年	畜産振興課
9	家畜衛生管理システムの導入	農家指導回数	20回/年	畜産振興課
10	鶏卵の衛生管理の徹底	調査回数	20回/年	畜産振興課
11	水産用医薬品の適正使用の徹底	指導書発行および巡回指導回数	60回/年	水産振興課
12	貝毒の発生監視調査の実施	ブランクton調査地点数	6地点/年	漁業管理課
13	簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	貝毒検査地点数	6地点/年	漁業管理課
14	貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	実施養殖業者率	100%	漁業管理課
15	県産養殖ヒラメの安全性の強化	実施養殖業者率	100%	水産振興課
16	製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品衛生監視指導計画に基づく監視率	100%	食品・生活衛生課
17	食品収去検査の実施	食品衛生監視指導計画に基づく検査率	100%	食品・生活衛生課
18	BSE検査の実施	検査対象牛の検査率	100%	食品・生活衛生課
19	健康食品等の監視・指導	検査件数	5件/年	薬務室
20	狩猟者に対する衛生指導の徹底	研修会実施回数	3回/年	森との共生推進室
21	学校給食に対する衛生指導の徹底	講習会実施回数	4回/年	食品・生活衛生課 体育保健課
22	輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	対EU輸出水産食品取扱施設の監視回数	1回/月	食品・生活衛生課
23	HACCPシステムの知識の普及、導入促進	民間指導者数(累計)	60人	食品・生活衛生課
24	適正な食品表示のための情報提供、指導	講習会実施回数	20回/年	食品・生活衛生課
25	乾しいたけ適正表示の促進	ウォッチャー設置人数	10人/年	林産振興室
26	食品適正表示推進者の育成	講習会実施回数	1回/年	食品・生活衛生課
27	牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	耳標装着率	100%	畜産技術室
28	消費者と食品事業者の相互理解の推進	開催回数	60回/年	食品・生活衛生課
29	食の安全こども教室の実施	参加者数(組) (R2までは手洗い教室の開催回数)	20人	食品・生活衛生課
30	食の安全・安心情報の提供	情報提供回数	1回/月	食品・生活衛生課
31	安全・安心な魚のPR活動	実施校数	4校/年	水産振興課
32	おおいた食育人材バンクの活動運営	バンク登録人数(累計)	100人	食品・生活衛生課
33	学校給食での地産地消の推進	「学校給食1日まるごと大分県」実施回数	1回/年	体育保健課

令和3年度の主な食品安全に係る事例

事例	事例の概要	県の対応
カンピロバクター食中毒	<p>発生日：令和3年6月</p> <p>原因施設：臼杵市内の高齢者福祉施設</p> <p>患者数：8名</p> <p>原因食品：給食</p> <p>病因物質：カンピロバクター</p>	<p>臼杵市内の医療機関から、上記施設の利用者が発熱・嘔吐・下痢症状を呈しているとの届出があり、管轄保健所が調査を実施した結果、患者便から食中毒を引き起こすカンピロバクターが検出された。</p> <p>< 県の対応 > 営業者に対して以下を指導。 ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施すること。 ・肉類は、中心部まで加熱し、中心温度計で測定した温度を記録すること。 ・検食を保存すること。</p>
農薬残留基準超過	<p>判明日：令和3年7月</p> <p>対象品目：さやいんげん</p> <p>違反内容：トリフルミゾール 0.11ppm検出 (基準値 0.01ppm)</p> <p>・自主回収実施</p>	<p>トリフルミゾールの1日摂取許容量(ADI) = 0.015mg/kg(体重)/day</p> <p>今回の「インゲン」(トリフルミゾール:0.11 ppm)について体重60kgの人が今回のインゲンを毎日8kg食べ続けても、ただちに健康被害を生ずるものではない。</p> <p>< 県の対応 > 生産者に対して農薬取締法違反に対する注意書を交付。 ・適用農作物等を確認し、適正に使用すること。 ・農薬使用履歴を記録し、出荷時に記録を提示すること。 ・ドリフト被害を防ぐため、作物間の距離を十分にとること。</p>
ツキヨタケ食中毒	<p>発生日：令和3年9月</p> <p>患者数：3名</p> <p>原因食品：ツキヨタケ</p>	<p>日田市内の医療機関から、きのこによる食中毒と思われる患者が受診しているとの届出があり、管轄保健所が調査を実施した結果、患者はキャンプ場周辺に生えているきのこを採取し、調理して喫食したことが判明。大分県農林水産研究指導センター林業研究部きのこグループで鑑定した結果、毒きのこの一種であるツキヨタケである可能性が高いことが判明した。</p> <p>< 県の対応 > 家庭内食中毒として処理。 毒きのこによる食中毒防止のため、事件の概要を公表し、確実に鑑定された食用きのこ以外を食べないように啓発を実施。</p>
ウエルシユ菌食中毒	<p>発生日：令和4年2月</p> <p>原因施設：由布市内の飲食店</p> <p>患者数：54名</p> <p>原因食品：弁当</p> <p>病因物質：ウエルシユ菌</p>	<p>事業所から複数人が下痢、腹痛の症状を呈しているとの届出があり、保健所が調査した結果、由布市の飲食店が製造した弁当と患者便からウエルシユ菌が検出された。</p> <p>< 県の対応 > 営業者に対して行政処分を行うとともに、以下のとおり指導。 ・2日間営業停止命令(自主休業1日) ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施すること。 ・前日調理を避ける、若しくは保管時の温度管理を適正に行うこと ・やむを得ず完成した食品を保管する場合は、小分けし速やかに10℃以下とする又は65℃以上の温度で保存すること ・施設の規模、能力に応じた製造量を超過しないこと</p>
農薬残留基準超過	<p>判明日：令和4年2月</p> <p>対象品目：しゅんぎく</p> <p>違反内容：トリフルミゾール 0.05ppm検出 (基準値 0.01ppm)</p> <p>・自主回収実施</p>	<p>トリフルミゾールの1日摂取許容量(ADI) = 0.015mg/kg(体重)/day</p> <p>今回の「春菊」(トリフルミゾール:0.05 ppm)について体重60kgの人が今回の春菊を毎日18kg食べ続けても、ただちに健康被害を生ずるものではない。</p> <p>< 県の対応 > 生産者に対して農薬取締法違反に対する注意書を交付。 ・適用農作物等を確認し、適正に使用すること。 ・農薬使用履歴を記録し、出荷時に記録を提示すること。 ・ドリフト被害を防ぐため、作物間の距離を十分にとること。</p>

令和3年度 残留農薬基準値超過事故とその再発防止策について

地域農業振興課

【残留農薬基準値超過事故】

令和3年7月 作物：いんげん
発生原因：当該農薬はさやえんどうに登録があり、いんげんでも使えるとかんちがい

令和4年2月 作物：しゅんぎく
同ハウス内で栽培していた別品目の農薬が飛散（ドリフト）



公表・自主回収

【農薬の適正使用に関する取り組み】

- 1 農薬の適正指導強化
- 2 農薬指導士の育成
- 3 GAPの認証拡大
- 4 農産物「安心おおいた直売所」取り組み宣言の推進

新 大分県農薬適正使用研修会(仮)

<目的>

- ・農薬使用者や関係者等に対し農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底
- ・農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及
- ・農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止

<内容>

農薬関係法規等について

- (1) 農薬取締法、その他関係法規について
- (2) 農薬取締法違反の事例紹介

農薬の適正使用及び取扱いについて

- (1) 農薬使用の安全・安心対策
- (2) ドリフト防止対策について
- (3) 適切な保護具の着用について

大分県農業協同組合の取組について

- (1) 大分県農業協同組合の残留農薬自主検査の取組
- (2) OCRシステムによる農薬適正使用チェックの取組

<OCRシステム>

あらかじめ決められた用紙に農家が農薬散布に関する情報(農薬名、倍率等)を書き込み、それを出荷時に農協に提出し、機械で適正使用をチェックできるシステム

大分県食中毒発生状況

令和2年（'20）

No	保健所名	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	備考
1	中部	1.7	40	31	0	弁当	ノロウイルス	飲食店（一般）	患者便8名、調理従事者1検体からノロウイルスGを検出した。
2	豊肥	1.25	21	10	0	ヒラメ刺身	クドア・セブテンブクタータ	飲食店（一般）	患者便3検体中1検体、食品ヒラメからクドア・セブテンブクタータを検出した。
3	西部	3.22	10	7	0	鶏の肝刺し	カンピロバクター・ジェジュニ	食肉販売店	患者3名の便からカンピロバクター・ジェジュニを検出
4	中部	7.6	13	13	0	自家製イオンドリンク	銅	福祉施設	ドリンクから銅を検出
5	西部	9.6	12	11	0	鶏刺し等	カンピロバクター・ジェジュニ	食肉販売店	患者1名の便からカンピロバクター・ジェジュニを検出
計			96	72	0				

令和3年（'21）

No	保健所名	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	備考
1	中部	6.27	39	8	0	給食	カンピロバクター・ジェジュニ	高齢者入所施設	患者4名の便からカンピロバクター・ジェジュニを検出した
2	豊肥	9.29	3	3	0	ツキヨタケ	植物性自然毒	キャンプ（自炊）	ツキヨタケを摂食、発症した
3	南部	11.3	1	1	0	クワズイモ	植物性自然毒	家庭（自炊）	クワズイモを摂食、発症した
4	豊肥	11.17	25	8	0	給食	ウエルシュ菌	福祉施設	患者便7検体中6検体からウエルシュ菌の毒素を検出した
計			68	20	0				

令和4年（'22）

R4.7.14現在

No	保健所名	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	備考
1	大分市	1.21	414	309	0	飲食店提供料理	ノロウイルス	飲食店（弁当）	患者便10検体、調理従事者便7検体からノロウイルスGを検出した。
2	由布市	2.82.22	255	54	0	弁当	ウエルシュ菌	飲食店（一般）	患者9名の便からウエルシュ菌を検出した。
3	臼杵市	4.22	13	4	0	ヒラメ	クドア・セブテンブクタータ	飲食店（一般）	
4	大分市	5.1	15	8	0	ヒラメ	クドア・セブテンブクタータ	飲食店（一般）	
計			697	375	0				

令和4年度食の安全・安心確保関連事業

施策目標	施策名	担当課室	関連する事業名	新規継続	当初予算額(千円)	
【食品安全確保体制の整備】(体制づくりの取組)						
危機管理体制の整備 県民の参画の促進	1 食品安全推進県民会議の運営	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安全・安心確保体制の運営)	A・継	1,351	
	2 食育推進会議の運営	食品・生活衛生課	次世代へつなく食育推進事業費 (食育推進会議の運営)	A・継	546	
【安全・安心な農林水産物生産の推進】(生産段階の取組)						
監視・指導の徹底	3 BSE検査と処理体制の整備	畜産振興課	BSE浄化緊急対策事業	B・継	21,140	
	4 BSE防止のための飼料の安全性の確保	畜産技術室	畜産振興対策事業費 (流通飼料対策推進事業費)	B・継	110	
	5 動物用医薬品の安全な販売と適正使用の徹底	畜産振興課	家畜衛生技術指導事業	B・継	432	
	6 水産用医薬品の適正使用の徹底	水産振興課	養殖衛生管理指導事業 (魚病診断と対策指導)	B・継	3,804	
	7 貝毒の発生監視調査の実施	漁業管理課	漁場環境保全推進事業 (貝毒発生監視調査)	B・継	1,536	
	8 簡易法を用いた貝毒監視体制の強化	漁業管理課	漁場環境保全推進事業 (貝毒発生監視調査)	B・継	1,536	
	9 貝毒の毒化軽減手法の指導、普及	漁業管理課	漁場環境保全推進事業 (貝毒発生監視調査)	B・継	1,536	
	10 県産養殖ヒラメの安全性の強化	水産振興課	安心・安全で環境に優しい養殖推進事業 (県産養殖ヒラメのクドア検査体制の徹底)	B・継	468	
	自主管理の推進	11 GAP認証の拡大	地域農業振興課	GAPを活かす産地育成事業	A・継	9,972
		12 農産物「安心おいた直売所」取組宣言の推進	地域農業振興課	直売所を拠点とした中山間地域農業推進事業 (安心おいた直売所の推進)	A・継	1,000
13 家畜衛生技術の普及		畜産振興課	家畜衛生技術指導事業	B・継	2,902	
14 畜産GAP認証等の取得推進		畜産振興課	畜産GAP取得推進事業	A・継	2,269	
15 鶏卵の衛生管理の徹底		畜産振興課	畜産経営障害疾病特別対策事業	B・継	744	
【信頼できる製造・加工・販売体制の確保】(製造・加工・販売段階の取組)						
監視・指導の徹底	16 製造・販売・飲食等施設の監視・指導	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安全確保対策) 食品衛生監視指導推進事業	A・継 B・継	19,964	
	17 食品取去検査の実施	食品・生活衛生課	食品検査事業	B・継	19,084	
	18 BSE検査の実施	食品・生活衛生課	BSE検査事業	B・継	1,262	
	19 健康食品等の監視・指導	薬務室	無承認無許可医薬品等対策委託事業	B・継	30	
	20 狩猟者に対する衛生指導の徹底	森との共生推進室	ハンター確保・養成事業(鳥獣被害総合対策事業)	A・継	7,755	
	21 学校給食に対する衛生指導の徹底	食品・生活衛生課 体育保健課	安全・安心学校給食対策事業	B・継	118	
	22 輸出畜水産物の衛生確保対策の徹底	食品・生活衛生課	食品衛生監視指導推進事業	B・継	17,925	
自主管理の推進	23 HACCP導入後の検証の実施	食品・生活衛生課	HACCPフォローアップ事業	A・新	28,168	
【危機管理に対応できる流通システムの構築】(流通段階の取組)						
食品表示の適正化	24 適正な食品表示のための情報提供、指導	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食品の信頼性確保対策)	A・継	776	
	25 乾しいたけ適正表示の促進	林産振興室	乾しいたけ適正表示促進事業	B・継	1,170	
	26 食品適正表示推進者の育成	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食品の信頼性確保対策)	A・継	776	
トレーサビリティの徹底	27 牛トレーサビリティ制度の円滑な運用	畜産技術室	予算措置なし	-	-	
【消費者との相互理解と食育の推進】(消費段階の取組)						
情報提供の推進	28 消費者と食品取扱事業者の相互理解の推進	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安心確保対策)	A・継	234	
	29 食の安全こども教室の実施	食品・生活衛生課	食の安全・安心推進事業 (食の安心確保対策)	A・継	139	
	30 食の安全・安心情報の提供	食品・生活衛生課	予算措置なし	-	-	
	31 安全・安心な魚のPR活動	水産振興課	安心・安全で環境に優しい養殖推進事業 (安心・安全な魚PR推進事業)	B・継	595	
食育の推進	32 おおいた食育人材バンクの活動運営	食品・生活衛生課	次世代へつなく食育推進事業費 (おおいた食育人材バンクの運営)	A・継	1,558	
	33 学校給食での地産地消の推進	体育保健課	予算措置なし	-	-	

食品の安全に密接に関わるHACCP

～HACCPフォローアップ事業～

導入に向け以下の取組を実施（R1～R3）

相談窓口の設置（HACCP専門員の設置）

県内全域にてHACCPの講習を実施（総計72回）
 【成果】専門知識を生かし、事業者からの相談対応や、個別に施設へ訪問しHACCPの導入支援を行った結果、導入率は9月末時点で88.9%となった。
 【内訳】対象事業者数：19,994施設、県内導入施設数：17,804施設

ワークショップ型セミナー（小規模事業者向け）

県内統一したテキスト及びDVDを使用し、演習によりその場で衛生管理計画を完成させ、HACCP導入を実施 約10,000事業者が参加 14地域226回開催
 【成果】最も事業者数が多く、衛生管理計画が簡単な飲食店への導入を他業種より優先したことで、サプライヤーの衛生管理意識が向上し、製造業者もHACCPを導入したいという意識が高まった。

HACCPモデル事業

同業者への普及を図るため、先行的なモデル施設を構築
 【実績】（旅館・ホテル）4施設、（農産加工品製造業）1施設、（食肉販売業）1施設、（水産加工製造業）2施設、（魚肉練り製品製造業）1施設、輸出水産製品製造業1施設、しいたけ加工1施設、漬物製造業1施設
 【成果】それぞれの業種の組合内等でモデル施設からの講演等を行うことにより、HACCPを導入することへの抵抗がなくなってきている。

民間指導者の育成

地域のリーダーとして、各地域でHACCP導入指導を行う人材を育成
 【実績】別府大学での学生と学ぶHACCP講座により33名育成
 【成果】保健所職員のセミナーを補助

課題

・HACCP義務化以降、計画に不備があった施設で食中毒事件が全国で発生（県内では毎年5件程度の食中毒事件が発生 直近事例：臼杵市給食施設（記録不備））
 ・事業者からHACCPの運用に関して不安の声が上がっている
 （毎日記録しているが、初めての制度なのでやり方が合っているか不安）
 導入したが効果が出ているのかわからない

HACCPの運用が不十分だと食中毒防止につながらない

・R3.6からHACCPの運用が義務化され、保健所は事業者毎に内容が異なるHACCPの確認を行うこととなった。

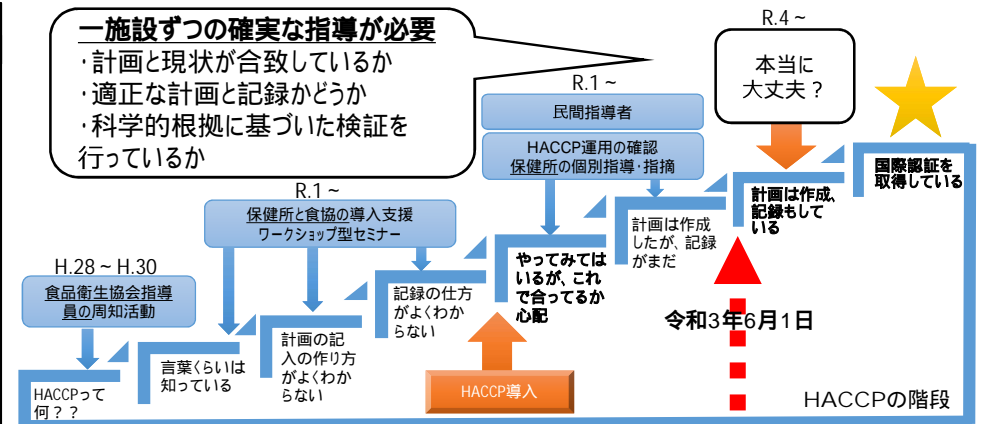
・R3.11までの許可更新時の調査で1,241施設中577施設、**延べ980件の指摘**（指摘割合：46.5% 重大な指摘の割合：11.0%）

指摘事項を改善させるため、保健所は事業者に対し訪問・指導を行う必要

- ➡ 1 導入したHACCPの形骸化を防ぎ、確実に定着させるためのフォローが必要
- ➡ 2 指摘事項改善に時間と労力を要するため、保健所業務の負担軽減が必要

一施設ずつの確実な指導が必要

- ・計画と現状が合致しているか
- ・適正な計画と記録かどうか
- ・科学的根拠に基づいた検証を行っているか



R4年度の内容

(地方創生推進交付金1/2補助)

一施設ずつの現地確認・指導について

1 HACCP導入済み施設への巡回指導（17,346千円）

- ・食品衛生協会指導員や民間指導者によるHACCPフォローアップ
 - ・HACCP専門員による民間指導者のスキル維持
 - ↳ 3,700件/年
- 食品衛生協会指導員：食品衛生協会に所属している食品取扱事業者
 運用状況の確認や専門的知識の必要がない軽微な指摘を行う
 民間指導者：R3年度までの事業で県が養成した事業者
 保健所職員と同等の専門的知識を有しており、食品衛生協会指導員の確認により
 重大な指摘事項が見つかった事業者を訪問、指摘事項の改善状況の確認等を行う
 HACCP専門員：食品衛生協会に勤務している県職員OB（獣医師）で民間指導者へ指導を行う

新規事業者への導入支援・講習会の開催

2 衛生管理計画作成セミナーの開催とWeb HACCP（7,455千円）

- ・地域、組合単位における衛生管理計画作成セミナーの開催（5,387千円）
- ・Web HACCPを利用した衛生管理計画の作成補助（2,068千円）
 - ↳ 衛生管理計画を作成するツールに業種を追加し、ウェブ上にできる機能を充実させるようWeb HACCPを改修

情報発信基盤システムの維持

3 クラウドデータ管理費（3,366千円）

- ・HACCPランクに応じた施設毎の情報を管理

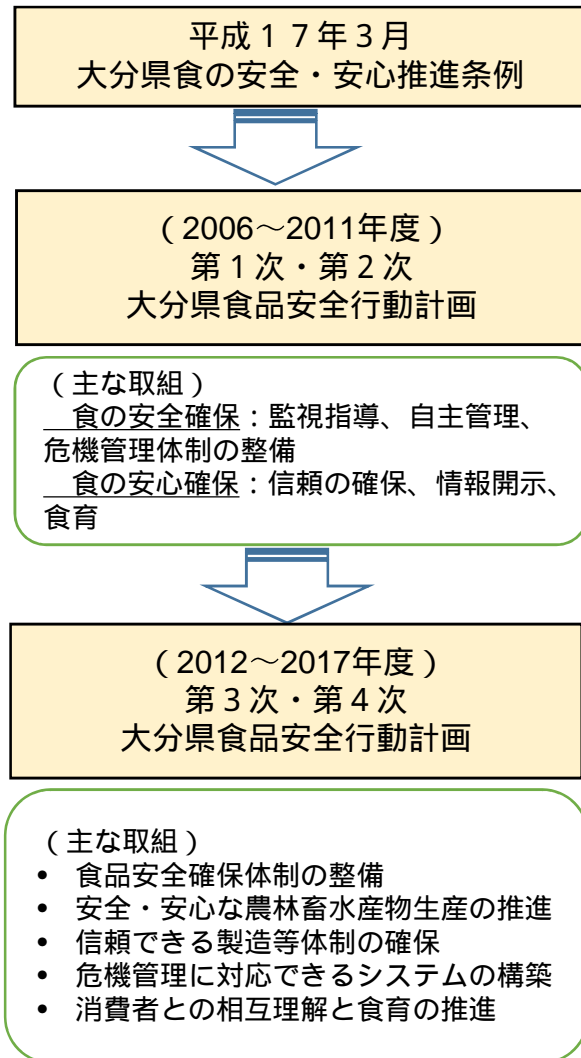
- ☑ HACCPの確実な定着を通じた食中毒の防止
- ☑ 保健所業務の負担軽減

第6次大分県食品安全行動計画の策定について

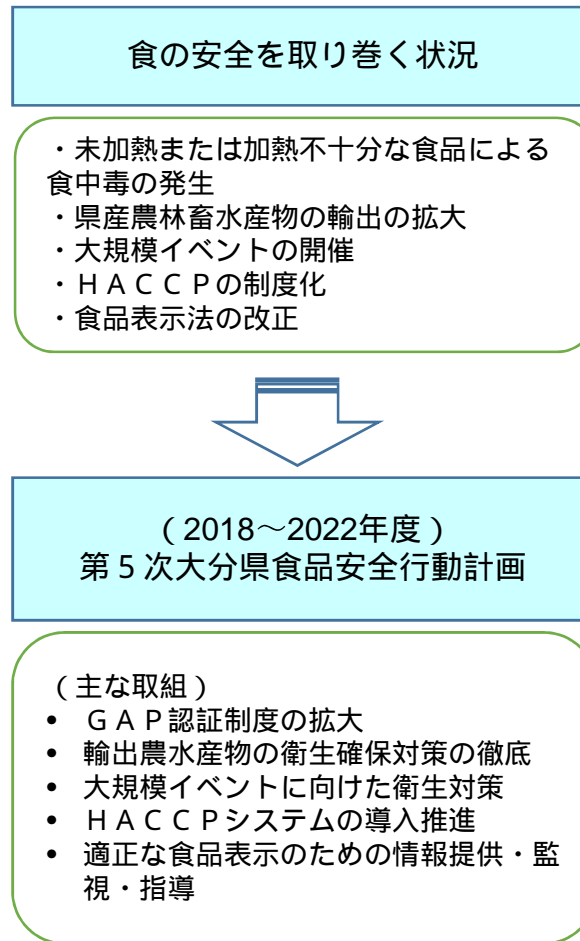
生産から消費までフードチェーンに基づいた対策

- 視点1 食の安全・安心確保のための体制の整備
- 視点2 生産から消費までの一貫した食品の安全性の確保
- 視点3 関係者の相互理解による信頼関係の確立と県民との協働活動

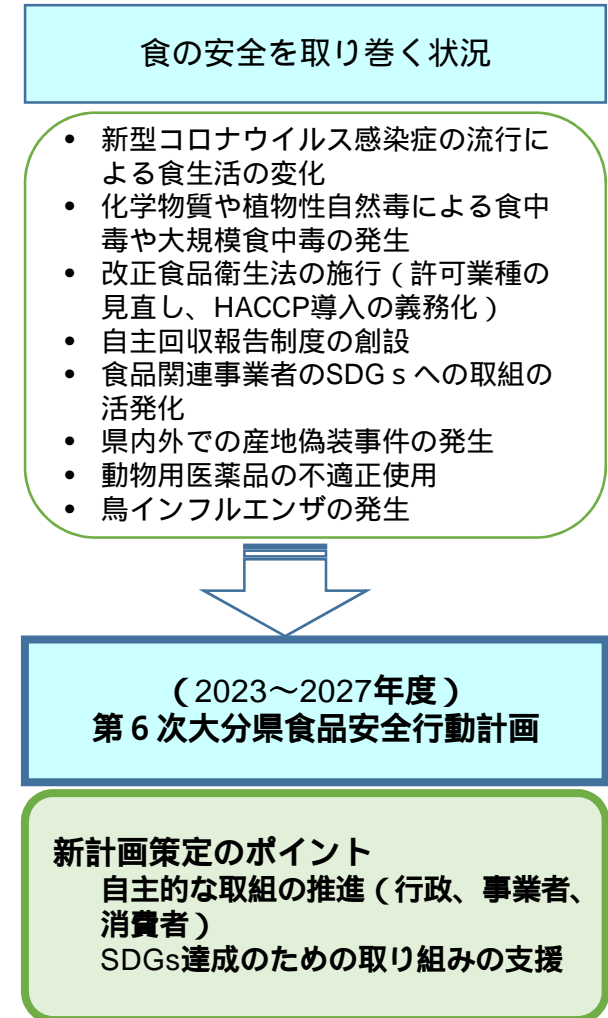
【これまでの取組】



【第5次計画】



【第6次計画】



第6次大分県食品安全行動計画策定スケジュール (案)

	主要スケジュール	ワーキンググループ	事務局
4月			
5月	第1回食の安全確保推進幹事会(書面開催)		
6月		第1回WG(6/14) 個別協議(素案、活動指標作成)	
7月	第1回大分県食品安全推進県民会議(7/28)	↓	県民会議(総論について)
8月			
9月			
10月	大分県食品安全推進県民会議現地視察	第2回WG 個別協議(素案修正)	素案まとめ 県民会議(進捗状況報告)
11月	第2回食の安全確保推進幹事会	↓	幹事会(素案について) 計画案作成
12月	第4回定例会 パブコメ実施(1ヶ月程度)		パブコメ事前協議(広報広聴課)
1月	第2回大分県食品安全推進県民会議		県民会議(計画案について) パブコメ集約 概要版作成、印刷発注
2月	第1回定例会		
3月	公表		公表